

よさこい高知文化祭2026広報等委託業務公募型プロポーザル募集要領

1 事業の概要

(1) 事業名

よさこい高知文化祭2026広報等委託業務

(2) 事業の目的

令和8年秋に本県で開催される「よさこい高知文化祭2026（第41回国民文化祭及び第26回全国障害者芸術・文化祭）」（以下、「文化祭」という。）の情報を分かりやすく伝える特設サイト（以下、「公式ホームページ」という。）の開設やその他広報事業等により、文化祭の認知度の向上、開催気運の醸成を図るとともに、県内外からの参加及び誘客につなげることを目的とする。

(3) 事業内容

別添「よさこい高知文化祭2026広報等委託業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(4) 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

2 見積限度額

10,500千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

3 審査委員会の設置

プロポーザルの審査を公正に行い、契約の相手先となる候補者及び次点者を選考するために「よさこい高知文化祭2026広報等委託業務プロポーザル審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）を設置します。

4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者（以下、「参加者」という。）のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下、「候補者」という。）と次点者を選定します。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することをお約束するものではありません。選定後には、候補者とよさこい高知文化祭2026高知県実行委員会（以下、「実行委員会」という。）は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下、「交渉」という。）を行います。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みます。5日以内（予定）に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて実行委員会と交渉を行うことになります。

5 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりです。

なお、共同企業体（複数の事業者が共同連帯して業務委託を実施する事業体）の場合は、すべての構成員が（１）から（６）までの要件を満たすことが必要です。

- （１） 高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿に登録されている（若しくは契約締結時まで登録が予定されている）者であること。
- （２） 地方自治法施行令第167条の４の規定に該当しない者であること。
- （３） 「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- （４） 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第２条第２項第５号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
- （５） 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと。
- （６） 本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

6 説明会

日時：令和６年５月９日（木）午後１時３０分から

場所：Zoomによるオンライン形式の開催

※ 参加を希望される事業者は、５月８日（水）午後５時までに「説明会参加申込書（別紙様式－１）」を「16 問合せ先」に記載のメールアドレスに電子メールにて送信し、電話により着信を確認してください。

なお、説明会への参加は、本プロポーザルの参加要件ではありません。

7 質疑と回答

質疑は令和６年５月１３日（月）午後５時までに別紙様式－２により電子メールで受け付けます。電子メール送信後、電話により受信を確認してください。質疑と回答の内容は、令和６年５月１５日（水）午後５時までに高知県国民文化祭課のホームページに掲載します。

8 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルに参加したい事業者は、参加申込書（別紙様式－３－１）に資格要件の確認書類を添えて申込みをしてください。申込みに当たって必要な提出書類を次表に示します。

[提出書類、様式及び提出部数等]

様式 番号	提出書類の名称	規格	提出部数
3-1	参加申込書	A 4 縦	正本 1 部
3-2	共同提案者一覧（共同提案の場合のみ）	A 4 縦	正本 1 部
4	誓約書	A 4 縦	正本 1 部
5	法人概要書	A 4 縦	正本 1 部
—	本店及び高知県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないことの証明書	—	1 部
—	本店及び高知県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないことの証明書	—	1 部
—	共同企業体に関する協定書の写し（共同企業体で参加する場合に限る）	—	1 部

(1) 参加申込書

① 提出方法

持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）

② 提出期限

令和 6 年 5 月 20 日（月）午後 5 時必着

※持参の場合、高知県庁閉庁日には受付できません。

③ 提出先

〒780-0870

高知県高知市本町 4 丁目 1 番 35 号（高知県自治会館 4 階）

よさこい高知文化祭 2026 高知県実行委員会事務局

（高知県文化生活部国民文化祭課内）

担当：和田、桑名

(2) 共同提案の場合の留意事項

① 幹事者を決め、「参加申込書（別紙様式-3-1）」は幹事者が提出して下さい。

② 全ての共同提案者について、「共同提案者一覧（別紙様式-3-2）」に記入のうえ、併せて提出して下さい。

③ 幹事者及び全ての共同提案者について、「法人概要書（別紙様式-4）」、「本店及び高知県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないことの証明書」及び「本店及び高知県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないことの証明書」を提出して下さい。

- ④ 「参加申込書」を提出した後に幹事者又は共同提案者に変更があった場合、参加申込期限までに、変更後の「参加申込書」及び「共同提案者一覧」を提出してください。
- ⑤ 共同体等の構成員となる事業者は、自身が単独提案で参加すること及び他の共同体等の構成員として参加することはできません。

(3) 資格要件の確認

実行委員会で申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認します。申込者の資格要件の確認が完了したら、確認結果を令和6年5月22日（水）午後5時までに申込者へ電子メールにて通知します。

(4) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

- ① 参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（高知県の閉庁日を除く。）以内に、書面により、実行委員会に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができます。
- ② 実行委員会は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（高知県の閉庁日を除く。）以内に書面により回答します。

9 企画提案書の作成

別途定める「よさこい高知文化祭2026広報等委託業務公募型プロポーザル企画提案書作成要領」に基づいて企画提案書を作成してください。

10 審査

別途定める「よさこい高知文化祭2026広報等委託業務公募型プロポーザル審査要領」に基づき実施します。

11 審査結果

審査結果は、令和6年6月中旬頃（詳細な日時は、後日通知します。）までに、全ての参加者に文書又は電子メールで通知します。なお、審査結果は高知県情報公開条例に準じて、開示請求があった場合には開示の対象となります。

12 日程

令和6年5月7日（火）	募集開始
令和6年5月8日（水）午後5時必着	説明会参加申込期限

令和6年5月9日（木）午後1時30分から	説明会
令和6年5月13日（月）午後5時必着	質疑受付期限
令和6年5月15日（水）午後5時まで	質疑回答
令和6年5月20日（月）午後5時必着	参加申込及び資格確認書類提出期限
令和6年5月22日（水）午後5時まで	参加資格要件の確認結果通知
令和6年6月5日（水）午後5時必着	企画提案書の提出期限
令和6年6月中旬頃	審査委員会（プレゼンテーション） 及び審査結果通知 （詳細な日時は、後日通知します。）

13 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却されません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写（実行委員会内及び審査委員会での使用に限ります。）します。
- (3) 提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に準じて、開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第6条第1項第4号の規定に準じて非開示となりますので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別紙様式－6により提出してください。
ただし、開示・非開示の判断は様式－6に基づき行うものではなく、様式－6を参考に、同条例に準じて実行委員会が客観的に判断します。
- (4) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしには利用することはありません。

14 問合せ先

〒780-0870

高知県高知市本町4丁目1番35号（高知県自治会館4階）

よさこい高知文化祭2026高知県実行委員会事務局

（高知県文化生活部国民文化祭課内）

担当：和田、桑名

TEL：088-821-9451、FAX：088-821-9453

E-mail：140301@ken.pref.kochi.lg.jp

15 失格事項

次の各号のいずれかに該当した場合、提案者は失格になることがあります。

- (1) 提出書類に不備若しくは虚偽の記載があった場合又は指示した事項に違反

した場合

- (2) 審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた事実が認められた場合
- (3) 実行委員会事務局職員に対する、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- (4) 審査結果通知までの間に、他の申込者に対して、応募提案の内容又はその意思について、相談や調整等を行った事実が認められた場合
- (5) プロポーザルの手続の過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
- (6) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある行為が認められた場合

16 その他

- (1) 参加申し込み提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出してください。辞退することによって、今後の実行委員会との契約等について不利益な取扱いをするものではありません。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は提案者の負担とします。
- (3) 契約の相手方は、契約の締結に際し、契約金の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、高知県契約規則第40条の規定により免除される場合又は高知県契約規則第41条第1項の規定により契約保証金に代わる担保を提供する場合は、この限りではありません。
- (4) 「よさこい高知文化祭2026高知県実行委員会負担金」の交付の決定がされなかった場合は、本件手続きについて、停止等を行う場合があります。